

新宿区議会議員政治倫理審査会に係る謝礼の支給要綱

平成 17 年 11 月 16 日

17 新議調第 1390 号

改正 平成 18 年 12 月 8 日 18 新議調第 1504 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、新宿区議会議員政治倫理審査会(以下「審査会」という。)の会議開催に当たり、委員等への謝礼の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委員への謝礼)

第 2 条 審査会が招集されたときは、委員に対して、別表による謝礼を支給する。ただし、新宿区議会議員政治倫理条例(平成 17 年新宿区条例第 54 号。以下「条例」という。)第 11 条第 1 項第 3 号の委員に対しては支給しない。

2 前項の謝礼は、月の初日からその月の末日までの間における出席日数により算出した総額を、翌月 10 日までに支給する。ただし、必要があると認められる場合には、審査会の終了後速やかに支給することができる。

3 議長が審査会の審査のため必要であると認める場合において、委員(条例第 11 条第 1 項第 3 号の委員を除く。)が現場調査等を行ったときは、順路により算出した当該出張に係る費用を第 1 項の謝礼に含めて支給する。

(関係人への謝礼)

第 3 条 条例第 14 条第 3 項に規定する調査のため、審査会への出席を求めた関係人(区議会議員を除く。)に対して、審査会の終了後速やかに謝礼を支給する。

2 前項の費用については、新宿区議会等の求めにより出頭した者等の費用弁償に関する条例(昭和 53 年 3 月 31 日条例第 8 号)に定める参考人の例による。

附 則

この要綱は、平成 17 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 12 月 8 日から施行する。

別表(第 2 条関係)

委員の区分	金額
委員のうち学識経験者	日額 20,000円
その他の委員	日額 10,000円